

平成29年度京都府水防計画変更の概要（案）

1 水位周知河川、水防警報河川の追加指定

洪水時の避難体制の強化を図るため、水防法第13条第2項の規定による水位周知河川を追加指定、及び水防法第16条第1項の規定による水防警報河川を追加指定する。

▶ 水位周知河川：4河川の追加 [30河川(現在) → 34河川(追加指定後)]

犬飼川（亀岡市）、田原川、棚野川（南丹市）、高屋川（京丹波町）

▶ 水防警報河川：2河川の追加 [62河川(現在) → 64河川(追加指定後)]

防賀川下流（八幡市、京田辺市）、須知川（京丹波町）

2 水防警報河川の水位変更

河川改修に伴い水位計を移設する必要が生じたため、氾濫注意水位等を変更する。

弘法川（福知山市厚東→下篠尾）氾濫注意水位 現:2.10m → 新:1.00m 等

参 考

■ 水防活動や市町村が発令する避難情報の根拠となる水位等について

◇ 水位周知河川（水防法第13条）

水防警報に加えて、特別警戒水位（氾濫危険水位）を設定した河川。

※特別警戒水位；市町村が避難勧告を発令する目安となる水位であり、氾濫開始までに約2時間程度の避難時間を確保している。

◇ 水防警報河川（水防法第16条）

指定水位（水防団待機水位）、警戒水位（氾濫注意水位）を設定した河川。

※指定水位；計画高水流量若しくは流下能力の20%流量に相当する水位。

警戒水位；計画高水流量若しくは流下能力の50%流量に相当する水位。